

議案第45号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	教育委員会の附属機関である三田市特別支援教育検討委員会においてこのたび諮問に対する答申がなされ、その役割を終えたため、同委員会を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正内容】</p> <p>教育委員会の附属機関である三田市特別支援教育検討委員会において、「三田市の特別支援学級の今後のあり方」についての諮問に係る審議が終了し、今年3月21日に答申がなされ、その役割を終えたことから、当該委員会を廃止する。</p>	